

## 豊川サッカー協会1種（社会人・シニア）の確認事項【2021年度版】

### 1 加盟資格条件

- ①チームの構成人員は16名以上とし、豊川市の在住者または在勤者を8名以上とする。
- ②代表者は、豊川市の在住者または在勤者とし、正副2名とする。（社会人リーグとシニアリーグの代表者を兼ねることはできない。）
- ③代表者会議には、チームの代表権を有する者が出席する。
- ④資格を持つ審判を3名登録する。うち1名は審判部会員とする。
- ⑤協会の運営（試合の役割分担、個人情報や写真の利用、審判講習など）に協力する。

### 2 加盟手続き

- ①新規加盟 新規に加盟しようとするチームは、理事会の事前審査を受ける。事前審査で承認された場合は、協会の指定する日までに登録票を提出し、総会において加盟の可否についての最終判断を受ける。総会で承認された場合は、速やかに加盟費を納入する。
- ②継続加盟 継続して加盟しようとするチームは、毎年、協会が指定する日までに意向を表明するとともに、登録票を提出し加盟費を納入する。

### 3 加盟費等

1種加盟チームの1年間の費用負担は、次のとおりとする。

- ①加盟費：5,000円
- ②東三河地区協会協力金：8,000円（シニア4,000円）
- ③事業負担金：28,000円

### 4 登録

- ①毎年4月1日から翌年3月31日（1年間）を登録期間とし、加盟チームは協会の主催する試合等に参加することができる。
- ②年度途中で退会または除籍処分があった場合は、その時点で登録を抹消する。なお、加盟費は一切返却しない。
- ③選手の追加登録または登録抹消をしようとする場合は、その都度、豊川サッカー協会のウェブサイト（<https://www.toyokawa-fa.jp/>）にて申請を行うことができる。追加登録は申請後7日目から試合に出場できる。
- ④登録時に審判資格者が足りない場合は、その年度内に新規講習を受けて資格を取得する。
- ⑤4種チーム等のコーチの希望者は、登録票に記入する。
- ⑥チームへ緊急に連絡する場合があるため、携帯電話及びEメールアドレスを登録する。

## 5 リーグ戦

- ①前年度の成績、加盟チーム数などにより、原則10チームずつのグループ(部)のリーグに分けて、1回戦総当たりの試合を行う。
- ②成績の決定方法は、勝ち点(勝ち:3点、引き分け:1点、負け:0点)で競う。勝ち点が同点の場合は、得失点差、総得点、当該チームの勝敗、勝率、コイントスの順で成績を決定する。
- ③上位リーグ下位2チームは、下位リーグ上位2チームと自動入れ替えとする。退会または除籍等があった場合、次年度のリーグ編成は下位リーグから補充する。なお、下位リーグのチーム数によっては、理事会での審議の上、入れ替えチーム数の変更やリーグの合併などを行うことがある。
- ④参加チーム数によってはグループ(部)のリーグに分けて行わず、1リーグ制にて開催する場合がある。

## 6 トーナメント戦

この確認事項を基本とし、各大会により参加チーム、組み合わせ、勝者の決定方法などを定めることとする。

## 7 試合会場

原則として、公共施設(陸上競技場、市民のスクエア、市サッカー場、音羽運動公園、スポーツ公園)を使用するが、必要に応じて企業のグラウンドを借用し使用する。

## 8 試合当日の役割

- ①全チーム:会場の使用ルールを厳守する。
- ②第1試合チーム:会場の準備(ライン引き、ゴール設置など)を行う。
- ③最終試合チーム:会場の片付け(備品の返却、グラウンド整備、清掃確認など)を行う。  
市サッカー場Bコートは、最終の前の試合チームがグラウンド整備を行う。
- ④審判チーム:担当試合に主審と副審を派遣し運営する。結果を当番チームに報告する。
- ⑤当番チーム:担当日のリーグ戦を次の点に留意し運営する。
  - ・会場を開放し、準備を指示する。
  - ・試合を管理する。(同一人でなくてもよいが、必ず1名は会場にいる。)
  - ・選手のけがなど救急を要する場合は、当該チームと協力して対応する。
  - ・試合後の片づけを指示および最終確認してから、会場管理者のサインをもらう。  
ただし、管理者不在の場合はこの限りではない。
  - ・当日を含め3日以内に試合結果等を協会(競技部及び審判部)へ報告する。

**【競技部】** 試合結果、グラウンド整備状況、その他(選手のユニフォーム、機器の破損など)

【審判部】 警告・退場（チーム名、氏名、背番号、発生状況）、その他（審判の服装、競技上のアクシデントなど）

## 9 競技

- ①競技方法は、（公財）日本サッカー協会競技規則に準ずることとする。
- ②協会へ登録した選手以外は出場できない。なお、同じリーグでの二重登録はできないが、社会人リーグとシニアリーグ（40歳以上）の登録はできるものとする。
- ③メンバー表を試合開始前に、審判と相手チームに提出する。試合の登録人数は特に上限はないが、交代は7名までとする。ただし、シニアリーグは、自由な交代を適用する。（1度退いた競技者も再び出場でき何回でも交代可能とする。）
- ④試合時間は、30分－5分－30分とする。
- ⑤選手は、ユニフォーム（パンツ、シャツ、ストッキング）またはそれと同等の服装を着用し、色は日程表等で指定されたものとする。アンダーウエアは、原則ユニフォームと同色でチーム統一し、審判が判別しやすいものとする。また、すね当てとスパイク等を着用する。指輪やネックレスなどの装身具は外す。

## 10 安全

- ①選手は、ラフプレーや危険なプレー（後方からのスライディング、競り合いでのひじの使用等）を慎み、リスペクトの精神を持ち、フェアプレーを徹底する。
- ②審判は、安全に試合をコントロールし、重大なけがが発生したと思われる場合には、すぐに試合を止め、その処置にあたる。各チームは、審判の資格者を3名に限定せず、資格者を増やすことに努める。
- ③けがへの対応は、基本的に各チームが責任を持って行う。救急箱等を必ず用意し、傷害保険への加入も各チームが責任を持って行う。
- ④重大なけがが発生した場合は、各チームが判断し、当番チームと協力しながら救急車を要請する。また、病院での診断結果等を協会競技部に報告する。
- ⑤落雷の恐れがあると判断される場合には試合を行わない。試合開始後に天候が変わり、落雷の恐れがあると判断される場合には、審判が試合を中断または中止する。
- ⑥施設利用時の安全対策規程を遵守すること。

## 11 審判

- ①主審及び副審は審判服とスパイク等を着用する。主審は資格者が行うことを原則とする。
- ②審判のシャツは、パンツの中に入れる。
- ③リーグ戦等における審判割り当てについて、何かしらの事由により審判担当チームの試合がなかったとしても、割り当てられた審判を行うこととする。

## 1.2 警告・退場

- ①試合中にレッドカードもしくはイエローカード2回で退場となった場合は、次の試合に出場することができない。また、イエローカードが通算3回となった場合は、次の試合に出場することができない。
- ②警告や退場については、当番チームから協会審判部へ報告する。退場者が出た場合には、協会（審判部）が所属チームの代表者と出場停止の該当試合を担当する審判チームへ連絡する。所属チーム代表者は出場停止などの処分を遵守する。なお、レッドカードによる退場についての追加処分は、理事会で決定する。

## 1.3 ペナルティー等

- ①試合開始時刻までに7名以上集まらない場合は棄権試合（当日棄権）とする。棄権試合は「0対5」で棄権敗とし、当該チームに「ペナルティーA」を科す。ただし、2週間前までに試合ができない旨を、1. 相手チーム、2. 審判チーム、3. 当番チームに連絡をし、かつ10日前までに4. 豊川サッカー協会のウェブサイトにて棄権申請をした場合は、「0対5」の不戦敗としペナルティーは科さない。  
棄権申請サイトは <https://www.toyokawa-fa.jp/abstention/>  
ただし、連絡先（1～4）に不備がある場合は当該チームに「ペナルティーB」を科す。なお、リーグ戦については、2週間前までに前述の連絡をしたうえで、相手チームが試合日の変更を了承し協会が認めた場合は、別の日に試合を行うことができる。会場と審判の確保、協会への結果報告は当該チームが行う。
- ②審判が担当試合の開始時刻に遅れた場合は「ペナルティーB」を科す。また審判を行わなかった場合は当該チームに「ペナルティーA」を科す。
- ③未登録選手を出場させたチームには「ペナルティーA」を科す。また、試合中に未登録選手の出場が判明した場合は、当該チームを「0対5」の棄権敗とする。
- ④その他、上記に記載のない事案に関しては都度、理事会にて協議・決定をする。

## 1.4 ペナルティーの取扱い

ペナルティー	内 容	ポイント
A	①当日棄権の場合 ②未登録選手を出場させた場合 ③審判を行わなかった場合 ④暴力行為等	2
B	①試合ができない場合の連絡不徹底の場合 ②審判が担当試合の開始時刻に遅れた場合 ③チームが試合の開始時刻に遅れた場合 ④その他の事案	1

- ①ペナルティーの累積が4ポイントとなった場合は、理事会の審議に基づき、処分（除籍やボランティア審判派遣など）を決定する。
- ②年度途中で除籍チームが発生した場合は、当該チームの試合結果はすべて無かったものとする。
- ③上記記載のペナルティーの累積ポイントに関しては、同一年度内とし、翌年度への繰り越しはしないこととする。

#### 15 加盟チームへの勧告

加盟チームが、協会規約や取り決めなどに反し協会運営に支障を及ぼした場合や、協会の名誉を著しく損なった場合は、当該チーム代表者から事情等を聴取し理事会によってその処分（除籍など）を決定する。（例：施設の機器破損、大会役員の無断欠席、会議などへの無断欠席、棄権試合など）

#### 16 除籍

除籍処分を受けたチームは、その後2年間は協会へ加盟することができない。3年目から加盟できるが、その場合は新規加盟とする。

#### 17 競技委員会

- ①競技委員会は、競技部理事、1種委員会理事、リーグ各部1名ずつの競技委員で構成する。
- ②リーグ各部の成績が第3位のチームより、次年度の競技委員を選出し、任期は1年とする。ただし、既に理事を出しているチームは免除する。その場合は次の順位のチームより選出する。
- ③競技委員の役割は、次のとおりとする。
  - ・試合当日のグラウンド状態を確認し、実施できない可能性があると思われる場合は、会場管理者、競技部理事、1種委員会理事と協議して可否を8:30までに決める。
  - ・関係チーム（対戦チーム、審判チーム、当番チーム）に、試合実施の可否と延期試合の日程を速やかに連絡する。
  - ・会場準備、試合、審判、後片付け等の観察をする。（当番チームを補佐する。）
  - ・競技委員は理事会に出席する。

#### 18 審判部

- ①審判部理事と各チームより1名ずつ選出された審判部会員により活動を行う。
- ②審判部理事と審判部会員の役割は、次のとおりとする。
  - ・審判講習会等を開催して審判技術の向上を目指す。
  - ・審判新規講習会を開催して資格者を増やす。

- ・各種大会に審判派遣をしてスキルアップに努める。
- ・3級審判員を育成する。
- ・審判部会員は審判部の会議に出席する。

#### 19 その他

当日の会場において、何かしらの不測の事態が発生した場合の連絡先は以下とする。

競技部理事：伊藤正裕 090-9948-3723

総務部理事：今泉 淳 090-5873-4425

以 上